#### 石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付要綱

(平成29年3月31日石岡市告示第202号)

(趣旨)

第1条 この告示は、本市の良好な景観形成を図るために建築物等の修景事業に対して、 予算の範囲内で補助金を交付することに関し、石岡市補助金等交付規則(平成17年石岡 市規則第57号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業基金規則(平成29年石岡市規則第19号)において使用する用語の例による。

(補助対象者)

- 第3条 この補助金の補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
  - (1) 建築物等を所有又は管理する市民等
  - (2) 工事請負契約及び工事設計監理業務委託契約(設計監理を伴う修景事業に限る。) を締結して修景事業を行う市民等
  - (3) 補助対象物件に対して、建築、修繕、模様替え、築造又は設置に係る他の補助金を 併用しない市民等
  - (4) 補助対象物件に対して,過去10年以内に建築,修繕,模様替え,築造又は設置に係る他の補助金を充てていない市民等。ただし,当該物件が歴史的建造物又は景観重要建造物に該当する場合は,この限りではない。

(補助対象区域等)

- 第4条 この補助金の補助対象区域、補助対象物件、補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表のとおりとする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 設計費及び監理費の補助額は、第7条第1項の審査で認められた修理又は修景経費の 20パーセント以内の額であり、かつ、50万円を限度とする。
- 3 補助金の再交付は、次表のとおり行えるものとする。

補助対象物件	再交付の条件
景観重要建造物 (茅葺き屋根)	補助事業完了日から5年を経過した日以降
上記以外のもの	補助事業完了日から10年を経過した日以降

(補助事業の募集期間)

第5条 この補助金の交付対象事業(以下「補助事業」という。)の募集期間は、毎年度 4月1日から2月末日までとする。

(補助事業の認定申請)

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助事業の着工前に住民参加型まちづくりファンド支援事業認定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に申請し、補助事業の認定を受けなければならない。
- 2 申請者は、前条の募集期間内に前項の申請を行わなければならない。 (補助事業の認定)
- 第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、これを石岡市景観調査委員会(以下「調査委員会」という。)に付議し、調査委員会の審査を経て、補助事業認定の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、原則として次に掲げる期間ごとの申請について、それぞれ一括して調査委員 会に付議するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りではない。
- (1) 第1期 4月1日から6月末日まで
- (2) 第2期 7月1日から9月末日まで
- (3) 第3期 10月1日から12月28日まで
- (4) 第4期 1月4日から2月末日まで
- 3 第1項の審査は、次に掲げる基準に基づき行うものとする。
- (1) 石岡市街並み修景ガイドラインの内容に適合し、良好な街並み景観の形成に資するものであること。
- (2) まちの魅力づくりや活性化に寄与するものであること。
- 4 市長は、第1項の規定による決定をしたときは、住民参加型まちづくりファンド支援 事業認定審査結果通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。
- 5 市長は、事業の認定に当たっては、必要な指示又は条件を付することができる。 (交付申請)
- 第8条 前条第4項の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業の着工前に、住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付申請書(様式第3号)を、速やかに、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付

することに決定したときは、住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付決定に当たっては、必要な指示又は条件を付することができる。 (概算払)
- 第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定額の30パーセントを限度として、 補助金を概算払により交付することができる。
- 2 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。
  - )は、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、速やかに、住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付請求書(様式第5号)に同項の通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(事業内容の変更等)

- 第11条 補助事業者は、第9条第1項の規定による通知を受けた後、補助事業の内容について次に掲げる変更等を行おうとするときは、住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金変更申請書(様式第6号)に変更する関係書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。
  - (1) 個々の補助事業の事業種目を変更又は中止するとき。
  - (2) 個々の補助事業について事業費の2割以上の変更をするとき。
  - (3) 補助金額に変更が生じるとき。
  - (4) 個々の補助事業の事業箇所を変更するとき。
  - (5) その他市長が必要と認める事項を変更するとき。
- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、当該申請の内容が適正であると 認めるときは、その承認をするものとする。この場合において、補助金の交付決定額の 変更を必要とするときは住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金変更交付決定通 知書(様式第7号)により、その他にあっては住民参加型まちづくりファンド支援事業 補助金変更承認通知書(様式第8号)により補助事業者へ通知するものとする。
- 3 補助事業者は、予定期間内に補助事業が完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに、市長に報告し指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を完了したときには、速やかに、住民参加型まちづくり ファンド支援事業補助金実績報告書(様式第9号)に関係書類を添えて、市長に提出し なければならない。

2 概算払により補助金の交付を受けた補助事業者にあっては、前項の報告書と併せて住 民参加型まちづくりファンド支援事業補助金精算書(様式第10号)を提出しなければな らない。

(補助金の額の確定)

- 第13条 市長は、前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、 適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、住民参加型まちづくりファンド 支援事業補助金確定通知書(様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付請求書に同項の通知書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、既に決定した補助金の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。
- (1) 補助金を補助対象経費以外に充当したと認めるとき。
- (2) 偽りの申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (3) この告示の内容に違反したとき。
- (4) 市長の指示又は条件に従わなかったとき。
- (5) その他市長が特に必要と認めるとき。
- 2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金取消決定通知書(様式第12号)により補助事業者に通知するものとする。
- 4 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金返還命令通知書(様式第13号)により、期限を定めて返還を命ずるものとする。 (被補助物件の保守、管理等)
- 第15条 補助事業者は、補助金の交付を受けた建築物等(以下「被補助物件」という。) の保守及び管理に努めなければならない。
- 2 被補助物件の保守及び管理の期間は、補助事業完了後から10年間とする。
- 3 補助事業者は、前項の期間中は、被補助物件を他の者に貸し付け、若しくは譲渡し、

又は債務の担保に供してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

4 補助事業者は、第2項の期間中は、被補助物件を除却し、又は形状を変更してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りではない。

(関係書類の保管等)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備 し、事業補助完了の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

(報告等)

第17条 市長は、補助金の交付に関して必要があるときには、申請者、補助事業者等に対して報告を求め、当該申請に係る書類その他必要な事項を調査し、又は必要な指示をすることができる。

(被補助物件の公表)

第18条 市長は、被補助物件の名称、所在地、修景事業の概要、写真等を公表できるものとする。

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日告示第90号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示第180号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年5月1日告示第267号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の石岡市住民参加型まちづくりファンド支援 事業補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則(令和4年3月30日石岡市告示第278号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

# 別表 (第4条関係)

補助対象区域	補助対象物件	補助対象経費	補助率	補助限度額
	歴史的建造物	1 外観の修理経費(保存上,構造耐力 上必要な部分の修理・補強に要する経 費を含む。) 2 修理に伴う撤去経費 3 設計費及び監理費	補助対象経費の9/10以内	500万円
石岡市中心	非歴史的建造 物	<ol> <li>外観の修景経費(新築を含む。)</li> <li>修景に伴う撤去経費</li> <li>設計費及び監理費</li> </ol>	補助対象経費 の4/5以内	300万円
市街地活性化基本計画区域(国道	設備	外観の修理又は修景と併せて行う, 建築 設備の設置, 改修等の経費(店舗に限 る。)	補助対象経費の4/5以内	100万円
355号又は県 道石岡停車 場線沿線)	門,塀	<ol> <li>外観を修景する経費</li> <li>修景に伴う撤去経費</li> <li>設計費及び監理費</li> </ol>	補助対象経費の4/5以内	100万円
	広告物	<ol> <li>外観を修景する経費(新設を含む。)</li> <li>修景に伴う撤去経費</li> <li>設計費及び監理費</li> </ol>	補助対象経費の4/5以内	50万円
		撤去経費	補助対象経費 の1/2以内	10万円
	自動販売機	外観を修景する経費	補助対象経費 の4/5以内	20万円
	建築物	<ol> <li>外観を修景する経費(店舗に限る。 新築を含む。)</li> <li>修景に伴う撤去経費</li> <li>設計費及び監理費</li> </ol>	補助対象経費 の4/5以内	300万円
先導的な景 観形成地区 (フルーツ	設備	外観の修景と併せて行う,建築設備の設置,改修等の経費(店舗に限る。)	補助対象経費 の4/5以内	100万円
ライン又は ふるさと 農 道沿線)	広告物	<ol> <li>外観を修景する経費(新設を含む。)</li> <li>修景に伴う撤去経費</li> <li>設計費及び監理費</li> </ol>	補助対象経費の4/5以内	50万円
X2107/X7		撤去経費	補助対象経費 の1/2以内	10万円
	自動販売機	外観を修景する経費	補助対象経費 の4/5以内	20万円
	景観重要建造 物(茅葺き屋 根以外)	<ol> <li>外観を修理する経費(保存上,構造耐力上必要な部分の修理・補強に要する経費を含む。)</li> <li>修理に伴う撤去経費</li> <li>設計費及び監理費</li> </ol>	補助対象経費 の9/10以内	500万円
市内全域	景観重要建造 物(茅葺き屋 根)	<ul><li>1 外観を修理する経費(保存上,構造耐力上必要な部分の修理・補強に要する経費を含む。)</li><li>2 修理に伴う撤去経費</li><li>3 設計費及び監理費</li></ul>	補助対象経費の9/10以内	250万円
	設備	外観の修理と併せて行う,建築設備の設置,改修等の経費(店舗に限る。)	補助対象経費の4/5以内	100万円

石岡市長 宛

住 所

(法人等にあっては、主たる事務所等の所在地)

氏 名

(法人等にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

### 住民参加型まちづくりファンド支援事業認定申請書

石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により,事業の認定を受けたいので,下記のとおり関係書類を添えて申請します。

事業の内容							
所 在 地			地	石岡市			
		区域	注 等	□中心市街地活性化基本計画区域 □先導的な景観形成地区			
1. A H	/tha		4 1	□ 市内全域(景観重要建造物)			
対象物件 行為の種類			種類	□歴史的建造物の修理 □非歴史的建造物・建築物の修景 □景観重要建造物の修理 □設備の設置,改修等 □門,塀の修景 □広告物の修景 □広告物の撤去 □自動販売機の修景			
		既存建	築物	□有 □無			
	宝	形態	意 匠				
	実 用 途		途				
建造物	刊	面	積	建築面積 ㎡,延べ床面積 ㎡			
の修理		建築	年 等				
又は建		形態	意 匠				
築物の 修景		用	途				
10分	実施	面	積	建築面積 ㎡,延べ床面積 ㎡			
	後	区	分	仕上げ(材料等) 色彩(マンセル値)			
		屋	根				
		外	壁				
設備の 設置, 実施内容 改修等		容					

<u></u>	<u> </u>	T	<del>                                     </del>								
		既存門,塀	□有	□無							
	寉	形態意匠									
前	実施	高 さ									
	削	築造面積等									
門, 塀 の修景		築造年等									
の修泉		形態意匠									
	実施	高 さ									
	施後	築造面積等									
		色彩(マンセル値)									
		既存広告物	□有	□無							
	宇	種類									
	実施	面積									
	前	高 さ									
広告物		設置年等									
の修景		種 類									
	実施:	面積									
	施後	高 さ									
		色彩(マンセル					,面積上			0/)	
		値,面積比率) 粧	アクセ	ントカ	フー(、	アンセル値	, [	面積比率		%)	
	既	種類									
広告物 の撤去	存広	面積	_								
の版本	告物	高さ									
		設置年等									
	実	既存自動販売機	□有	□無							
自動販	実施前	仕 様 等									
売機の 修景		色彩(マンセル値)									
	実施	仕 様 等									
	後	色彩(マンセル値)									
着工予定日			年	月	日						
完了予定日			年	月	日						
補助対象経費		金   (内訳	1		円					)	
補助申請額		金	<u>-                                      </u>		円						
		(1) { (2) }	立置図 配置図 平面図								
関係書類			(4) 3 (5) 3 (6) 3	立面図 現況写 見積書	真		の値を明記	記したも	の)		
			(7)	その他	市長が	必要と認	める書類				

備考 □の箇所は、該当するものにレを記入してください。

第 号年 月 日

様

石岡市長印

## 住民参加型まちづくりファンド支援事業認定審査結果通知書

年 月 日付けで申請のあった住民参加型まちづくりファンド支援事業の認定については、下記のとおり決定したので、石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付要綱第7条第4項の規定により通知します。

	□事業を認定します。	
審査結果	□事業を一部認定します。 (理由)	
	□事業を認定しません。 (理由)	
補助対象経費	金 円 (内訳 )	
補助認定額	金    円	
認定の条件等		

石岡市長 宛

住 所

(法人等にあっては、主たる事務所等の所在地)

氏 名

(法人等にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

### 住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付申請書

石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、 下記のとおり補助金の交付を申請します。

事業認定通知		年	月	日付け(	第	물)
補助事業の内容						
補助対象経費	金 (内訳			円		)
補助申請額	金			円		
事業認定の条件等に対 する対応						
備考						

 第
 号

 年
 月

 日

様

石岡市長印

### 住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金については、石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

			□交付
決定の区分			□不交付 (理由)
補助対象	象経費		金 (内訳 )
交付決	定額		金    円
事業の	内容		
	所 在	地	石岡市
対象物件	区域	等	
	行為の	種類	
着工予	定日		年 月 日
完了予	定日		年 月 日
交付:	条件		1 補助金は、その目的以外に使用しないこと。 2 第11条第1項各号の規定に該当する補助事業の変更等を行 おうとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。 3 補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は補助事業の 遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し てその指示を受けること。 4 補助事業完了後、別に定める様式により実績報告書を市長 に提出すること。
備	考		

年 月 日

石岡市長 宛

住 所

(法人等にあっては、主たる事務所等の所在地)

氏 名

(法人等にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定(確定)通知のあった補助金について、石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付要綱第10条第2項(第13条第2項)の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金

円

# 2 請求額の内容

交付	寸決定通知		年	月	日付け(	第	号)
交	付決定額	金			円		
確	定 通 知		年	月	日付け(	第	号)
確	定額	金			円		
	既受領額	金			円		
内訳	今回請求額	金			円		
	残 額	金			円		

※交付決定通知書(確定通知書)の写しを添付すること。

石岡市長 宛

住 所

(法人等にあっては、主たる事務所等の所在地)

氏 名

(法人等にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

### 住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金について、補助事業を下記のとおり変更したいので、石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

交	付 決	: 定	額	金円(うち概算払済額 金円)	
変更	後の補具	助対象	経費	金 (内訳	)
変更	後の補	前助申記	清額	金    円	
変	更	内	容		
変	更	理	由		

 第
 号

 年
 月

 日

様

石岡市長印

住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の変更については、石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり変更決定したので通知します。

	□承認
決定の区分	□不承認 (理由)
補助対象経費	金 (内訳 )
交付決定額	金
変更内容	
交 付 条 件	<ol> <li>補助金は、その目的以外に使用しないこと。</li> <li>第11条第1項各号に掲げる変更等を行おうとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。</li> <li>補助事業等が予定期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。</li> <li>補助事業完了後、別に定める様式により実績報告書を市長に提出すること。</li> </ol>
備考	

 第
 号

 年
 月

 日

様

石岡市長印

住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更については、石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

	□承認
決定の区分	□不承認 (理由)
変 更 内 容	

年 月 日

石岡市長 宛

住 所

(法人等にあっては、主たる事務所等の所在地)

氏 名

(法人等にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

### 住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金について、石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

実 績 額	金
完了年月日	年 月 日
関係書類	<ul> <li>(1) 工事請負契約書の写し</li> <li>(2) 工事設計監理業務委託契約書及び工事設計監理業務報告書の写し</li> <li>(3) 修景事業の工程写真及び事業完了後の全景写真</li> <li>(4) 領収書</li> <li>(5) その他市長が必要と認める書類</li> </ul>

年 月 日

石岡市長 宛

住 所

(法人等にあっては、主たる事務所等の所在地)

氏 名

(法人等にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金精算書

概算払により交付のあった補助金について、住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、下記のとおり精算します。

- 1 概算払額 金 円
- 2 実績額 金 円
- 3 精算額 金 円

様式第11号(第13条関係)

第 号年 月 日

様

石岡市長印

## 住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金について、石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

確定額 金 円

第 号

年 月 日

様

石岡市長印

住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金取消決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金については、石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付要綱第14条第3項の規定により、下記のとおり交付決定を取り消したので通知します。

記

取消理由

第 号年 月 日

様

石岡市長印

## 住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金返還命令通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定(確定)通知した住民参加型 まちづくりファンド支援事業補助金については、石岡市住民参加型まちづくりファンド支援事業補助金交付要綱第14条第4項の規定により、下記のとおり返還するよう命じます。

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還方法

### 4 補助金の内容

交付決定通知		年	月	日付け(	第	号)
交付決定額	金			円		
確定通知		年	月	日付け(	第	号)
補助金確定額	金			円		
補助金既交付額	金			円 (	年 月	日交付)
返 還 理 由						